

(1) 心機能が低下したもの

心筋梗塞、狭心症、心臓外傷等の後遺症状により心機能が低下したものは、次により等級を認定します。

障害等級	後遺症状
第9級	おおむね6 METs (※) を超える強度の身体活動が制限されるもの (例) 平地を健康な人と同じ速度で歩くのは差し支えないものの、平地を急いで歩く、健康な人と同じ速度で階段を上るといった身体活動が制限されるもの
第11級	おおむね8 METsを超えて強度の身体活動が制限されるもの (例) 平地を急いで歩く、健康な人と同じ速度で階段を上るといった身体活動に支障がないものの、それ以上激しいか、急激な身体活動が制限されるもの

※ METs (メッツ) とは、安静座位の酸素摂取量 (1 MET = 3.5ml/Kg/min) の何倍の酸素摂取量に当たるかを示す単位であり、運動・作業強度の単位として用いられる指標です。

(2) 除細動器又はペースメーカーを植え込んだもの

除細動器を植え込んだものは、第7級に認定します。また、ペースメーカーを植え込んだものは、第9級に認定します。

(3) 心臓の弁を置換したもの

房室弁又は大動脈弁を置換したもののうち、継続的に抗凝血薬療法を行うものは第9級に、それ以外の場合は第11級に認定します。

(4) 大動脈に解離を残すもの

大動脈に偽腔開存型の解離を残すものは、第11級に認定します。